

鹿屋市中国残留邦人等に対する支援給付等事務取扱規則の一部を改正する規則

鹿屋市中国残留邦人等に対する支援給付等事務取扱規則（平成20年鹿屋市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第8号様式中「印」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。



別記第12号様式から別記第15号様式まで及び別記第23号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。